

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年6月26日
【会社名】 モジュール株式会社
【英訳名】 modulat inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役 松村 明
【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南三丁目2番7号
【電話番号】 03 - 3556 - 2461
【事務連絡者氏名】 取締役 管理担当ゼネラルマネージャー 藤井 隆徳
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南三丁目2番7号
【電話番号】 03 - 3556 - 2461
【事務連絡者氏名】 取締役 管理担当ゼネラルマネージャー 藤井 隆徳
(注)平成24年7月から本店及び最寄りの連絡場所は下記に移転する予定です。
本店の所在の場所 東京都港区芝五丁目25番11号
電話番号 03 - 3454 - 2061
【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

平成24年6月25日開催の当社第13回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 事業内容の多様化に対応する為に労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を、また、今後経営体制の再編を行う必要が生じた際に柔軟かつ機動的に対応する為に、事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、成長の加速を企図し、人的投資等を含む必要な投資を行ってまいりましたが、現本店事務所が手狭となった為及び今後の事業拡大を見据えて、現行定款第3条の本店所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。
また、本変更の効力は、平成24年7月1日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。なお、この附則につきましては、本店移転の効力発生日後はこれを削除することと致したいと存じます。
- (3) 機動的な資本政策を遂行できるように、会社法第165条第2項所定の、取締役会決議によって市場取引等による自己の株式の取得を可能とする旨定款規定を新設するものであります。
- (4) 経営体制の一層の強化・充実を図る為、またコーポレートガバナンス機能をさらに強化する為、取締役の員数の上限を6名から8名に改めるものであります。
- (5) 迅速な意思決定を要する事項に適切に対応するために、取締役会招集の通知を、会日の3日前までから2日前までに変更を行うものであります。
- (6) 取締役会の書面又は電磁的記録による決議の方法について、現行定款第20条（招集通知）の第3項に定められておりましたが、本決議方法を別の条文として規定することで、より明確にさせるものであります。
- (7) 上記変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

第2号議案

資本準備金の額の減少及び剰余金処分の件

今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保し、早期に復配できる体制を実現するため、資本準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損填補を行うものであります。

第3号議案

取締役8名選任の件

取締役として、松村明、木原礼子、藤井隆徳、渡辺博文、西尾いづみ、川合拓、内田倫子及び岩城哲哉の各氏を選任するものであります。

第4号議案

取締役の報酬額改定の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	8,473	60	0	(注)1	可決(90.82%)
第2号議案	8,482	51	0	(注)2	可決(90.92%)
第3号議案				(注)3	
松村 明	8,426	107	0		可決(90.32%)
木原礼子	8,426	107	0		可決(90.32%)
藤井隆徳	8,427	106	0		可決(90.33%)
渡辺博文	8,428	105	0		可決(90.34%)
西尾いづみ	8,430	103	0		可決(90.36%)
川合 拓	8,430	103	0		可決(90.36%)
内田倫子	8,431	102	0		可決(90.37%)
岩城哲哉	8,430	103	0		可決(90.36%)
第4号議案	8,362	171	0	(注)2	可決(89.63%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以上